

議第 1 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表第 1 項提出すべき書類の欄中第 7 項を次のように改める。

7 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 1 の 2 項提出すべき書類の欄中第 4 項を次のように改める。

4 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 2 項提出すべき書類の欄中第 5 項を次のように改める。

5 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 3 項提出すべき書類の欄中第 8 項を次のように改める。

8 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 4 項提出すべき書類の欄中第 9 項を次のように改める。

9 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 6 項提出すべき書類の欄中第 5 項を次のように改める。

5 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 7 項提出すべき書類の欄中第 9 項を次のように改める。

9 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 10 項提出すべき書類の欄中第 5 項を次のように改める。

5 戸籍抄本

第 3 条第 1 項の表第 11 項提出すべき書類の欄中第 8 項を次のように改める。

8 戸籍抄本

第 3 条第 2 項第 2 号中「身元証明書」を「戸籍抄本」に改める。

別記様式第 1 号、第 5 号、第 12 号及び第 16 号中「第 7 号」を「第 6 号」に、

- 「(3) 成年被後見人又は被保佐人
(4) 禁錮以上の刑に処せられた者
(5) 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
(6) 第 11 条第 1 項から第 3 号までの規定により免許状取上げの処分を受け、
を
当該処分の日から 3 年を経過しない者
(7) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
」

- 「(3) 禁錮以上の刑に処せられた者
(4) 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
(5) 第 11 条第 1 項から第 3 号までの規定により免許状取上げの処分を受け、
に
当該処分の日から 3 年を経過しない者
(6) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

提 案 理 由

教育職員免許法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和元年11月27日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

教育職員免許状に関する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
<p>(免許状の授与、検定、交付又は書換え等の出願)</p> <p>第3条 免許法、免許法施行規則、施行法及び施行法施行規則の規定（免許法第5条第1項の規定にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を願ひ出る者は、次の表の左欄に掲げる出願の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>		<p>(免許状の授与、検定、交付又は書換え等の出願)</p> <p>第3条 免許法、免許法施行規則、施行法及び施行法施行規則の規定（免許法第5条第1項の規定にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を願ひ出る者は、次の表の左欄に掲げる出願の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>	
出願の種類		出願の種類	
区分	根拠規定	区分	根拠規定
1 大学又は教員養成機関の卒業又は修了による普通免許状若しくは特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状の授与の出願又は特別支援学校の普通免許状の授与の出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許法第5条第1項及び第2項 2 免許法第5条第2第3項 3 免許法附則第8項 4 免許法附則第11項 5 改正法附則第10項 6 免許法施行規則第64条第1項 	1 大学又は教員養成機関の卒業又は修了による普通免許状若しくは特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状の授与の出願又は特別支援学校の普通免許状の授与の出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状授与願（別記様式第1号。以下同じ。） 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書（学士、修士若しくは短期大学の学位又は準学士の称号を出願の要件とする者については、その学位等が明記されている証明書であること。） 3 有することを必要とする免許状又は免許証とその写し（必要ある者に限る。） 4 学力に関する証明書 5 履歴書（別記様式第2号。以下同じ。） 6 実務に関する証明書（必要ある者に限る。別記様式第3号。以下同じ。） 7 身元証明書（市町村長の発行するものに限る。以下同じ。） 8 小学校及び中学校の教諭の普通免
2 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与の出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 免許法第5条第1項及び第2項 2 免許法第5条第2第3項 3 免許法附則第8項 4 免許法附則第11項 5 改正法附則第10項 6 免許法施行規則第64条第1項 	2 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与の出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状授与願（別記様式第1号。以下同じ。） 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書（学士、修士若しくは短期大学の学位又は準学士の称号を出願の要件とする者については、その学位等が明記されている証明書であること。） 3 有することを必要とする免許状又は免許証とその写し（必要ある者に限る。） 4 学力に関する証明書 5 履歴書（別記様式第2号。以下同じ。） 6 実務に関する証明書（必要ある者に限る。別記様式第3号。以下同じ。） 7 身元証明書（市町村長の発行するものに限る。以下同じ。） 8 小学校及び中学校の教諭の普通免

	<p>許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第4条第1項の介護等の体験に関する証明書（必要ある者に限る。）</p> <p>9 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>	<p>1の2 教員資格認定試験</p> <p>3 履歴書</p> <p>4 身元証明書</p> <p>5 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>	<p>・免許法第16条の2</p>	<p>許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第4条第1項の介護等の体験に関する証明書（必要ある者に限る。）</p> <p>9 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>
<p>1の2 教員資格認定試験</p> <p>3 履歴書</p> <p>4 身元証明書</p> <p>5 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>	<p>1 教育職員免許状授与願</p> <p>2 教員資格認定試験の合格証明書</p> <p>3 履歴書</p> <p>4 身元証明書</p> <p>5 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>	<p>1の2 教員資格認定試験</p> <p>3 履歴書</p> <p>4 身元証明書</p> <p>5 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>	<p>・免許法第16条の2</p>	<p>1 教育職員免許状授与願</p> <p>2 教員資格認定試験の合格証明書</p> <p>3 履歴書</p> <p>4 戸籍抄本</p> <p>5 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>
<p>2 技術の教科についての中学校教諭二種免許状授与の出願</p>	<p>1 教育職員免許状授与願</p> <p>2 昭和37年3月31日までに取得した図画工作又は職業の教科についての中学校教諭普通免許状とその写し</p> <p>3 昭和34年4月1日から昭和37年3月31日までの間において文部省の計画に基づき都道府県が実施した技術・家庭科についての中学校教育課程研究協議会又は文部大臣がこれに相当すると認められた講習の修了証とその写</p> <p>4 履歴書</p> <p>5 身元証明書</p>	<p>2 技術の教科についての中学校教諭二種免許状授与の出願</p>	<p>・昭和36年改正法附則第6項</p>	<p>1 教育職員免許状授与願</p> <p>2 昭和37年3月31日までに取得した図画工作又は職業の教科についての中学校教諭普通免許状とその写し</p> <p>3 昭和34年4月1日から昭和37年3月31日までの間において文部省の計画に基づき都道府県が実施した技術・家庭科についての中学校教育課程研究協議会又は文部大臣がこれに相当すると認められた講習の修了証とその写</p> <p>4 履歴書</p> <p>5 戸籍抄本</p>
<p>3 現職教育等による普通免許状又は特</p>	<p>1 教育職員検定願(別記様式第5号。以下同じ。)</p> <p>2 基礎となる又は有することを必要</p>	<p>3 現職教育等による普通免許状又は特</p>	<p>・免許法第6条第1項及び第4項</p> <p>・免許法附則第5</p>	<p>1 教育職員検定願(別記様式第5号。以下同じ。)</p> <p>2 基礎となる又は有することを必要</p>

別支援学校の教員 自立教科の教員 の普通免許 状の教育職員 検定の出願	<ul style="list-style-type: none"> 項 ・免許法附則第9項 3 履歴書 4 実務に関する証明書 5 人物に関する証明書 (別記様式第6号。以下同じ。) 6 学力に関する証明書 (必要ある者に限る。) 7 身体に関する証明書 (別記様式第10号。以下同じ。) 8 身元証明書 9 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書 (必要ある者に限る。) 	とする免許状とその写し (必要ある者に限る。)
4 外国において授与された免許状を有する者等の教育職員検定の出願	<ul style="list-style-type: none"> ・免許法第18条 1 教育職員検定願 2 有する免許状とその写し又は免許状授与証明書 3 学校の卒業又は修了証明書 4 学業成績証明書 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 人物に関する証明書 8 身体に関する証明書 9 身元証明書 	とする免許状とその写し (必要ある者に限る。)
5 免許教科以外の教科を担当することの許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・免許法附則第2項 	免許教科以外の教科を担当することの許可申請書 (別記様式第11号)
別支援学校の教員 自立教科の教員 の普通免許 状の教育職員 検定の出願	<ul style="list-style-type: none"> 項 ・免許法附則第9項 3 履歴書 4 実務に関する証明書 5 人物に関する証明書 (別記様式第6号。以下同じ。) 6 学力に関する証明書 (必要ある者に限る。) 7 身体に関する証明書 (別記様式第10号。以下同じ。) 8 戸籍抄本 9 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書 (必要ある者に限る。) 	とする免許状とその写し (必要ある者に限る。)
4 外国において授与された免許状を有する者等の教育職員検定の出願	<ul style="list-style-type: none"> ・免許法第18条 1 教育職員検定願 2 有する免許状とその写し又は免許状授与証明書 3 学校の卒業又は修了証明書 4 学業成績証明書 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 人物に関する証明書 8 身体に関する証明書 9 戸籍抄本 	とする免許状とその写し又は免許状授与証明書
5 免許教科以外の教科を担当することの許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・免許法附則第2項 	免許教科以外の教科を担当することの許可申請書 (別記様式第11号)

6 特別免許 状に係る教育 職員検定の出 願	・免許法第5条第 3項	1 特別免許状検定願（別記様式第12号） 2 推薦書（別記様式第12号の2） 3 履歴書 4 身体に関する証明書 5 身元証明書	1 特別免許状検定願（別記様式第12号） 2 推薦書（別記様式第12号の2） 3 履歴書 4 身体に関する証明書 5 戸籍抄本
7 臨時免許 状の教育職員 検定又は特別 支援学校の教 員の臨時免許 状への新教育 領域の追加の 出願	・免許法第5条第 6項 ・免許法第5条の 2第3項 ・免許法附則第7 項 ・免許法施行規則 第65条 ・施行法第2条第 1項	1 教育職員検定願 2 学校の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 有することを必要とする免許証とその写し（必要ある者に限る。） 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 人物に関する証明書 8 身体に関する証明書 9 身元証明書 10 技能等に関する証明書（必要ある者に限る。） 11 助教諭採用に関する理由書（市町村立学校にあつては、当該学校を所管する教育委員会、その他の学校にあつては当該学校長の発行するものとす。別記様式第13号。以下同じ。）	1 教育職員検定願 2 学校の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 有することを必要とする免許証とその写し（必要ある者に限る。） 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 人物に関する証明書 8 身体に関する証明書 9 戸籍抄本 10 技能等に関する証明書（必要ある者に限る。） 11 助教諭採用に関する理由書（市町村立学校にあつては、当該学校を所管する教育委員会、その他の学校にあつては当該学校長の発行するものとす。別記様式第13号。以下同じ。）
7の2 第10 条による臨時 免許状又は臨 時免許状の更 新の出願		(1) 教育職員検定願 (2) 有することを必要とする免許状とその写し (3) 履歴書 (4) 実務に関する証明書 (5) 人物に関する証明書	(1) 教育職員検定願 (2) 有することを必要とする免許状とその写し (3) 履歴書 (4) 実務に関する証明書 (5) 人物に関する証明書

	(6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書			
8 教育職員免許状書換えの出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状書換願 (別記様式第14号) 2 戸籍抄本 3 書き換えようとする免許状 	<ul style="list-style-type: none"> • 免許法第15条 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状書換願 (別記様式第14号) 2 戸籍抄本 3 書き換えようとする免許状 	(6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書
9 教育職員免許状再交付の出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状再交付願 (別記様式第15号) 2 破損の理由による場合はその免許状 	<ul style="list-style-type: none"> • 免許法第15条 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状再交付願 (別記様式第15号) 2 破損の理由による場合はその免許状 	(6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書
10 旧令による教育免許状を有する者の免許状交付の出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状交付願 (別記様式第16号) 2 旧令による教育免許状とその写し 3 出願しようとする学校の現に有する教員の免許状とその写し (必要ある者に限る。) 4 履歴書 5 身元証明書 6 学業成績証明書又は教科に関する証明書 (必要ある者に限る。) 7 助教諭採用に関する理由書 (必要ある者に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> • 施行法第1条第3項 • 施行法施行規則附則第4項 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状交付願 (別記様式第16号) 2 旧令による教育免許状とその写し 3 出願しようとする学校の現に有する教員の免許状とその写し (必要ある者に限る。) 4 履歴書 5 戸籍抄本 6 学業成績証明書又は教科に関する証明書 (必要ある者に限る。) 7 助教諭採用に関する理由書 (必要ある者に限る。) 	(6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書
11 旧令による学校卒業等を資格として教育職員検定の出願	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員検定願 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 履歴書 5 実務に関する証明書 6 人物に関する証明書 	<ul style="list-style-type: none"> • 施行法第2条第1項 • 施行法施行規則附則第4項 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育職員検定願 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書 3 学業成績証明書 4 履歴書 5 実務に関する証明書 6 人物に関する証明書 	(6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書

<p>7 身体に関する証明書</p> <p>8 <u>戸籍抄本</u></p> <p>9 教科に関する証明書</p> <p>10 有することを必要とする又は基礎となる免許状又は免許証とその写し（必要ある者に限る。）</p> <p>11 出願しようとする学校の現に有する教員の免許状とその写し（必要ある者に限る。）</p> <p>12 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>		<p>7 身体に関する証明書</p> <p>8 <u>身元証明書</u></p> <p>9 教科に関する証明書</p> <p>10 有することを必要とする又は基礎となる免許状又は免許証とその写し（必要ある者に限る。）</p> <p>11 出願しようとする学校の現に有する教員の免許状とその写し（必要ある者に限る。）</p> <p>12 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>	<p>2 県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員が当該学校又は機関の長を経由して前項の出願をする場合は、次の書類を提出しないことができる。</p> <p>(1) 身体に関する証明書</p> <p>(2) <u>身元証明書</u>（現に教育職員免許状を有し、その写しを添えて出願する者に限る。）</p> <p>3 免許法附則第2項に規定する許可証の様式は、別記様式第17号のとおりとする。</p> <p>4 免許状の授与、書換え若しくは再交付又は教育職員検定は、免許状の種類ごとに願い出なければならない。</p> <p>5 授与権者は、免許状の授与及び検定について、必要があるときは、本人の出頭又は必要と認める書類の提出を命ずることがある。</p> <p>別記 様式第1号</p>
<p>7 身体に関する証明書</p> <p>8 <u>戸籍抄本</u></p> <p>9 教科に関する証明書</p> <p>10 有することを必要とする又は基礎となる免許状又は免許証とその写し（必要ある者に限る。）</p> <p>11 出願しようとする学校の現に有する教員の免許状とその写し（必要ある者に限る。）</p> <p>12 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書（必要ある者に限る。）</p>		<p>2 県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員が当該学校又は機関の長を経由して前項の出願をする場合は、次の書類を提出しないことができる。</p> <p>(1) 身体に関する証明書</p> <p>(2) <u>戸籍抄本</u>（現に教育職員免許状を有し、その写しを添えて出願する者に限る。）</p> <p>3 免許法附則第2項に規定する許可証の様式は、別記様式第17号のとおりとする。</p> <p>4 免許状の授与、書換え若しくは再交付又は教育職員検定は、免許状の種類ごとに願い出なければならない。</p> <p>5 授与権者は、免許状の授与及び検定について、必要があるときは、本人の出頭又は必要と認める書類の提出を命ずることがある。</p> <p>別記 様式第1号</p>	

教育職員免許状授与願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地
現 住 所

(電話番号)

ふりがな
氏 名

⑩

年 月 日 生 (男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣言し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
 - 2 教 科
 - 3 特別支援教育領域
- 注意
- 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第63条第2項若しくは第63条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。
 - 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
 - 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
 - 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許状授与願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地
現 住 所

(電話番号)

ふりがな
氏 名

⑩

年 月 日 生 (男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣言し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
 - 2 教 科
 - 3 特別支援教育領域
- 注意
- 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第63条第2項若しくは第63条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。
 - 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
 - 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
 - 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号

)

ふりがな氏名

㊦

年 月 日 生 (男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類に添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
 - 2 教 科
 - 3 特別支援教育領域
- 注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行規則第63条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。
 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 成年被後见人又は被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号

)

ふりがな氏名

㊦

年 月 日 生 (男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類に添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
 - 2 教 科
 - 3 特別支援教育領域
- 注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行規則第63条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。
 2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

特別免許状検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

本 籍 地 現 住 所 (電話番号) ふりがな 氏 名
--

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員特別免許状の授与を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第3項に規定する特別免許状の種類を記入すること。

2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。

3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (6) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

特別免許状検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

本 籍 地 現 住 所 (電話番号) ふりがな 氏 名
--

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員特別免許状の授与を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第3項に規定する特別免許状の種類を記入すること。

2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。

3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第16号

教育職員免許状交付願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地
現 住 所
(電話番号)

ふりがな
氏 名
年 月 日生 (男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員免許法第1条第3項の規定による下記の教育職員免許状の交付を関係書類に添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教 科
- 注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は第4項に規定する免許状の種類を記入すること。
2 教科の項には、必要のある者のみ、交付を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項放枠

- (3) 成年被後见人又は被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (6) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第16号

教育職員免許状交付願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地
現 住 所
(電話番号)

ふりがな
氏 名
年 月 日生 (男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員免許法第1条第3項の規定による下記の教育職員免許状の交付を関係書類に添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教 科
- 注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は第4項に規定する免許状の種類を記入すること。
2 教科の項には、必要のある者のみ、交付を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項放枠

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 対象となる規則

教育職員免許状に関する規則

2 改正の背景

- ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下、「成年被後見人等」という。）の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られた。

3 規則改正の概要

- ・ 教育職員免許法が一部改正され、成年被後見人等が免許状を授与されないとする規定が削除された。
- ・ このことに伴い、教育職員免許状に関する規則における様式の一部を改正する。
- ・ あわせて、これまで成年被後見人等であることを確認するため、「身元証明書」の提出を求めていたが、これらの確認が不要となるため、免許状の授与等の申請の際に提出すべき書類を「戸籍抄本」に改める。

4 施行期日

令和元年12月14日